

寒川町木造住宅除却工事業補助金交付要綱（令和5年3月9日）

最終改正:

改正内容:令和5年3月9日〔令和5年4月1日〕

○寒川町木造住宅除却工事業補助金交付要綱

令和5年3月9日

寒川町木造住宅除却工事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、木造住宅の除却に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、寒川町補助金等の交付に関する規則（昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）耐震診断 一級建築士、二級建築士又は木造建築士で神奈川県木造住宅耐震診断講習会又はこれと同等と町長が認める講習会を修了したものが、木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会発行）に基づく一般診断法により木造住宅を調査し、報告書を作成する耐震診断をいう。

（2）除却工事 次条に規定する補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）を全て除却することをいう。

（3）住民税等 住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、清掃手数料、公共下水道使用料等をいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助対象住宅は、寒川町内に存する住宅であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）昭和56年5月31日以前に建築工事に着手したもの

（2）一戸建専用住宅又は一戸建併用住宅であるもの（長屋を除く。）

（3）在来工法による木造住宅であるもの

（4）耐震診断の結果、上部構造評点の最小の値が1.0未満のもの

（5）交付申請年度の3月20日までに除却工事が完了することが見込まれるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助対象住宅が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

（1）法人が所有又は管理する住宅である場合

（2）当該補助対象住宅に所有権以外の権利が設定されている場合

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が補助の対象とすることを特に不適当と認めた場合

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象住宅を所有している者又は当該者の2親等以内の親族（以下単に「親族」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

（1）補助対象者（補助対象者のうち補助金の交付を受けようとする者が親族である場合は、当該補助対象住宅を所有している者を含む。）が住民税等を滞納している場合

（2）補助対象者が既に同一の補助金の交付を受けている場合

（3）補助対象者が寒川町暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当する場合

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象住宅の除却工事に係る費用（以下「除却工事費」という。）とし、消費税及び地方消費税相当額、草木の除草、伐採に要する費用、家財道具の処分費並びに登録等に要する費用を除く。

（補助金の交付額等）

第6条 補助金の額は、除却工事費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とし、50万円を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、除却工事に着手する前に、寒川町木造住宅除却工事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（1）建物の登記事項証明書、固定資産税（家屋）評価証明書等の補助対象住宅に係る所有者及び建築年を証明することができる書類

（2）除却工事費の見積書の写し

（3）耐震診断の結果報告書の写し

（4）建物の現況写真（解体工事着手前）

（5）案内図

（6）建物配置図

（7）所有者の同意書（親族が申請する場合）

（8）親族関係を示す書類（親族が申請する場合）

（9）補助対象者の住民税等に未納がないことを証明することができる書類

（10）その他町長が必要とする書類

- 2 町長は、前項に規定する申請書に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。
- (交付決定)
- 第8条 町長は、補助金の交付を決定したときは、規則第6条の規定に基づき、その決定及び条件等を寒川町木造住宅除却工事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。
- (変更又は取下げ)
- 第9条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、除却工事費が確定し補助申請額に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、寒川町木造住宅除却工事業補助金交付(変更・取下げ)申請書(第3号様式)に変更又は取下げに係る書類を添付し、速やかに町長に提出しなければならない。
- (交付決定変更通知等)
- 第10条 町長は、前条の申請により交付決定の変更又は取消しを行った場合には、寒川町木造住宅除却工事業補助金交付決定(変更・取消し)通知書(第4号様式)により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。
- (報告及び指示)
- 第11条 補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る除却工事が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、町長の指示を受けなければならない。
- (交付請求)
- 第12条 補助金の交付決定を受けた者は、除却工事が完了したときは、寒川町木造住宅除却工事業補助金交付請求書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付し、交付申請年度の3月20日(寒川町の休日を定める条例(平成元年寒川町条例第3号)第1条に規定する町の休日にあたるときは、町の休日の翌日)までに町長に提出しなければならない。
- (1) 寒川町木造住宅除却工事完了実績報告書(第6号様式)
 - (2) 除却工事費内訳書
 - (3) 除却工事の施工中及び完了後の写真
 - (4) 除却工事の領収書の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付)
- 第13条 町長は、前条の規定による交付請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は補助金を交付するものとする。
- (交付決定取消し通知)
- 第14条 町長は、規則第10条の規定により補助金の交付決定を取消したときは、寒川町木造住宅除却工事業補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により、当該補助金を受けた者に対し通知するものとする。
- (補則)
- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
- 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
-